

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合人事行政の運営等の状況に係る報告書《令和7年度》

1 職員の任免及び職員の数の状況

(1) 職員の任免

部門 区分	令和6年度 の採用者数	令和6年度の退職者数					
		定年退職	普通退職	勧奨退職	再任用 満了	その他 (死亡等)	計
一般行政職	0人 (0人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人 (0人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 採用者数における括弧書きは、再任用職員の内数（短時間勤務、任期更新者は含みません。）。

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門 区分	職員数		対前年度 増減数	増減理由
	7年度	6年度		
一般行政職	22人	22人	0人	
合計	22人	22人	0人	

(注) 職員数は、特別職を除く一般職の人数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤務職員は除いています。

(3) 一般行政職職員の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事補 技術補	主事 技師	主任主事 主任技師	主査補	係長 主査	事務局次 長 課長 所長 室長 館長 課長補佐 所長補佐 室長補佐 館長補佐 副主幹	事務局長 事務局次 長 課長 所長 室長 館長 館長補佐 主幹	事務局長	—
職員数	0人	2人	5人	0人	6人	4人	4人	1人	22人
構成比	0%	9.1%	22.7%	0%	27.3%	18.2%	18.2%	4.5%	100.0%

(注)

- 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度決算額）

区分	歳出額（A）	人件費額（B）	人件費率（B/A）
6年度	3,495,863千円	200,187千円	5.7%

(注) 人件費は、職員の給与、特別職の給与及び議員の報酬、監査委員の報酬などの総額です。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度決算額）

区分	職員数（A）	給与費				1人当たり給与額（B）/（A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計（B）	
6年度	22人	95,987,112円	24,123,677円	43,656,189円	163,766,978円	7,443,954円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
組合	47.3歳	371,737円	480,894円	419,147円
千葉県	40.1歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 再任用職員を除いています。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	組合	千葉県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円
	高校卒	188,000円	194,500円

(5) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期	令和7年度から		令和7年度から	

(6) 職員の手当の状況（令和6年度決算額）

区分	内容及び支給状況			国の制度との異同
扶養手当	○配偶者 月額 6,500 円 ○配偶者以外の扶養親族 子 1人につき 月額 10,000 円 父母等 1人につき 月額 6,500 円 ○扶養親族である子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 1 人につき月額 5,000 円を加算			同
	支給実績	3,804,000 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	271,714 円
住居手当	○借家の場合 家賃 16,000 円を超える場合に限り 28,000 円を限度に支給			同
	支給実績	280,000 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	280,000 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券代を全額支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額 2,000 円から 34,160 円			自動車等を使用する場合は距離に応じて月額 2,000 円から 31,600 円まで支給
	支給実績	1,547,900 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	70,359 円
管理職手当	○8 級 84,600 円 ○7 級（副参事） 70,800 円 ○7 級 66,400 円			官職に応じて 66,400 円から 117,000 円（定額制）
	支給実績	4,255,200 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	851,040 円
地域手当	○支給率は 7.5%			支給地域に応じて 3~20%
	支給実績	7,867,086 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	357,595 円
時間外勤務手当	○正規の勤務日における時間外勤務 1 時間当たり 当該職員の時間給単価 × 125/100 (午後 10 時から翌朝午前 5 時までの深夜勤務は 150/100) ※月 60 時間を超える場合には、25/100 を加算 ○週休日及び休日等における時間外勤務 1 時間当たり 当該職員の時間給単価 × 135/100 (午後 10 時から翌朝午前 5 時までの深夜勤務は 160/100) ※月 60 時間を超える場合には、15/100 を加算			同
	支給実績	6,369,491 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	374,676 円
期末・勤勉手当	○期末手当 2.5 月分 (1.4 月分) ○勤勉手当 2.1 月分 (1.0 月分) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。 ○職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5~15%			職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5~20%
	支給実績	43,656,189 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	1,984,372 円

区分	内容及び支給状況				国の制度との異同
退職手当	(支給率)	(自己都合)	(勧奨・定年)		
	○勤続 20 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分		
	○勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 270750 月分		
	○勤続 35 年	39. 7575 月分	47. 709000 月分		
	○最高限度額	47. 7090 月分	47. 709000 月分		
	○その他の加算措置	定年前の早期退職措置 2~20%			
支給実績		0 円	支給職員 1 人当たりの平均支給年額	0 円	

(注) 支給実績については、令和 6 年度決算の状況です。

(7) 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和 6 年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
イ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 7 年度から		令和 7 年度から	

(8) 特別職の給料などの状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	報酬・給料 (月額)		期末手当	
報酬	議長	8, 100 円	6 月期	1. 61 月分
	副議長	8, 100 円		
	議員	7, 200 円	12 月期	1. 84 月分
給料	管理者	8, 100 円	6 月期	1. 61 月分
	副管理者	8, 100 円		
			12 月期	1. 84 月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで	日曜日及び 土曜日

(注) クリーンセンターしらさぎにおいて土曜日等に勤務を要する場合は、勤務時間の割振りを変更して対応しています。

(2) 休暇等の状況

休暇の種類	制度概要	日数等
療養休暇	○職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 必要最小限の期間	
介護休暇 介護時間	○配偶者又は一親等及び二親等も親族等が負傷・疾病・老齢等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため	○介護休暇 1年度に180日以内 ○介護時間 連続する3年の期間内において1日を通じて2時間以内
不妊治療 休暇	○体外受精、顕微受精、その他市長の定めるものにより不妊治療を受ける場合	○1年以内
特別休暇	○選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合 必要と認められる期間	
育児休業	○満3歳に満たない子を養育するため	○当該子が3歳に達する日までの期間を限度とする期間
部分休業	○小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	○勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内
子育て部分休暇	○小学校1年生から3年生まで(障がいのある子の場合は義務教育終了時期まで)の子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない休暇	○勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内

年次有給休暇

制度概要	6年度の平均取得日数
○一の年度につき 20日間 (前年度に残日数等がある場合は、20日を限度として翌年度に繰越)	10日

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	処分事由	6年度の状況
分限処分	①勤務実績が良くない場合 ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③職に必要な適格性を欠く場合 ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 ⑤刑事事件に関し起訴された場合があり、公務能率を維持するために行う処分で、降任、免職、休職、降給の4種類の処分がある。	なし
懲戒処分	①法律、条例、規則又は規程に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない	なし

	い非行があった場合があり、職員の義務違反に対する道徳的責任を問い合わせ、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類の処分がある。	
--	---	--

5 職員の服務の状況

地方公務員法第30条の規定により、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。

また、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業等の従事制限等も設けています。

6 職員の退職管理の状況

営利法人	非営利法人
0件	0件

7 職員の研修

職員の研修の状況（令和6年度の状況）

研修機関等	研修内容	参加職員数
千葉県自治研修センター	給与事務研修	1人
	法制執務（基礎）研修	1人
	契約事務研修	1人
一般社団法人 千葉県危険物安全協会連合会	危険物取扱者保安講習	1人
公益社団法人 全国都市清掃会議	廃棄物処理施設積算要領研修会	1人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

ア 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、千葉県市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と組合の負担金で賄われており、その内容は、短期給付事業（健康保険関係）、長期給付事業（厚生年金保険関係）、福祉事業（健康診査事業）などです。

イ 職員互助会

組合には独自の互助会はありませんが、千葉県市町村職員互助会では、地方公共団体が職員のために実施する厚生制度に併せて、会員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、福祉増進の事業を行っています。その費用は職員の掛金と組合の負担金で賄われており、令和6年度の公費負担額は、35,424円でした。

(2) 健康診断などの実施状況

定期健康診断は、労働安全衛生法により義務付けられています。

区分	種類	受診者数
6年度	定期健康診断	9人
	人間ドック	13人

(注)

1 職員数は、特別職を除く一般職の人数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤務職員は除いています。

2 人間ドックについては35歳以上の職員が対象です。

(3) 公的災害補償

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合、職員又は職員の遺族が損害の補償を受けられます。

令和6年度の災害補償の実施状況は次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	0件	0件
通勤災害	0件	0件

9 公平委員会の業務の状況

区分	内容
勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はありませんでした。
不利益処分に関する不服申立てに係る事項	該当する案件はありませんでした。